

令和6年4月17日

令和6年度 文化教育常任委員会行政視察報告書

1 参加委員

水本定弘（委員長） 藤村優佳理（副委員長） 金子遥（委員） 吉川ひかり（委員） 木山耕治（委員） 菊池雅介（委員） 伊藤素明（委員）

2 視察日時

令和6年4月17日（水曜日） 午前10時00分から11時30分

3 視察先

福岡県春日市

4 視察事項

（1）クラウドファンディング型ふるさと納税の取り組みについて

（2）発掘調査における地中レーダー探査の活用について

5 視察概要

	（担当 菊池 雅介）
視察先 選定理由	<p>【遺産を守り、受け継いでいくことは、自分自身に誇りを持ち、他の人を敬う気持ちを持つこと、そして多様性を受け入れることにほかならない。そうすることが、「人の心に平和の砦を築く」（ユネスコ憲章）ことにつながる。人間や文化が、お互いに理解し合い、友好的に交流することで、平和が作られるのです。】とのユネスコ世界遺産センターからのメッセージがある。文化財は世界の平和の基盤を担っていることは明白である。一方で我が国の文化財を取り巻く環境は極めて厳しい状況であるからこそ文化財保護法の改正に至った経緯がある。</p> <p>本市としても文化財事業の根幹を担う自主財源の確保・財政負担の軽減を図ることは肝要と考える。そのような考察を経て先進的な取り組みを学ぶため、視察先に挙げた。</p>
内 容	<p>（1）クラウドファンディング型ふるさと納税の取り組みについて</p> <p>【質問】 奴国の王都を発掘調査・研究し遺跡公園に整備するためのクラウドファンディングの実施理由について伺う。</p> <p>【回答】 平成28年9月から開始したふるさと納税の経費率は返礼品費や遠方への送料が経費の50%を超え、大きな課題であった。法改正後の</p>

令和4年度からは返礼品や配送料を必要としない市の事業の財源確保のためにクラウドファンディング型のふるさと納税を検討した。その事業としてのメニュー項目が未設定であったため、弥生時代を代表する国指定遺跡である「須玖岡本遺跡」（注1）を発掘調査・研究し、史跡公園に整備するために追加設定した。又、この事業を将来的に展開するために市の内外に周知する目的も併せて考えていた。

（注1）須玖岡本遺跡は奴国の中心とされる。奴国は、日本列島の国の中で初めて中国の歴史書（「後漢書」倭伝）に名を刻んだ国で現在の春日市を中心とする福岡平野一帯。建部中元二年に、奴国は他の国に先駆けて中国の皇帝に使いを送り、「漢委奴国王」の金印（江戸時代に志賀島で発見）をもらう。弥生時代、中国や朝鮮半島といった大陸からの進んだ文化をいち早く取り入れて発展した地域。

【質問】

実績及び課題について伺う。

【回答】

史跡公園の整備事業についての実績は令和4年10月から3ヶ月間、延べ16名で17万円。副葬品の再現事業については令和4年12月から3ヶ月間、延べ11人で12万円。

今後の課題としては

- ・話題性のある、応募してもらえるプロジェクトを立てる。
- ・寄付をより多く集める。
- ・経費率を抑えられるよう、ふるさと納税の柱とする。
- ・魅力や地域課題が伝わりやすい広報の実施。

と考えている。

（2）発掘調査における地中レーダー探査の活用について

【質問】

地中レーダー探査による調査結果の活用等について伺う。

【回答】

王墓の発見を機に注目を集め、考古学史に残る遺跡となったが、高度経済成長期後の急激な都市化に遺跡保護の対策が追いつかず、この遺跡周辺の宅地化は現在も進行している。「史跡と現代の地域住民の生活が隣り合う」という特徴を活かした史跡整備を行うことで、奴国の王都を現代社会によみがえらせる。史跡に関心を持ち、市民が自分の住むまちに対して「誇り」や「愛着」を持ってもらえるような環境づくりを目指すことを目的に、未発掘場所の調査・研

	<p>究を計画的に行う必要がある。そこで須玖岡本遺跡を、発掘や地中レーダー探査を手段として調査することとなった。発掘調査としては2種類ある。一つ目は破壊的手法としての直接土を掘り起こしての調査。二つ目はレーダーを使用しての非破壊手法としての調査。文化庁に国指定の遺跡の発掘調査の申請を行うと敷地全ての破壊発掘は認められない事になっており、地中のどの深さにどのような遺跡などが存在するかあらかじめレーダーを使用してのピンポイント発掘を行う手法は効率的である。ただし金属なのか木質なのかの材質を特定出来ない。また、柱の跡などの穴は発見出来ない。などのデメリットも存在する。今後の対応として地中レーダー探査と発掘を組み合わせる調査を実施し、この成果を積み重ねて傾向を分析・研究することで、地中レーダー探査の精度を上げ、史跡地内で効率的な調査を実施できることを目指す。</p>
<p>考 察</p>	<p>令和4年4月1日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律の概要は無形文化財及び無形の民俗文化財の登録、地方登録制度の新設である。後者は地方自治体に文化財保存活用計画の策定を促すものである。今回の改正は一方で行政側の負担も増加が見込まれ、更なるマンパワーと財源の確保は必須である。基礎自治体は市民生活に直接に影響を及ぼす責務を担っているゆえに全国的に見ても、予算編成の優先順位を鑑みるとどうしても文化財の保護・利活用費目は苦戦を強いられる。そのような中、いかにして知恵を絞り合理的に予算の確保を行い、効率的に執行していくのか。今回の行政視察においては春日市の試行錯誤における財源確保・文化財保護に対する捉え方はとても参考になった。今後、具体的に本市の現状に即した政策提言に活かして参りたい。</p>
<p>参考資料</p>	